



島根県報

令和5年1月6日(金)

号外第1号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(4件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 6

告 示**島根県告示第4号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	稗原木次線	出雲市稗原町字角谷 3157番6地先から同番 2地先まで	前	メートル 10.38～ 19.14	メートル 56.70	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	10.38～ 21.55	56.70		

島根県告示第5号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田作木線	浜田市後野町698番1地先から同市佐野町イ337番1地先まで	前		メートル	メートル	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				A	6.00～52.10	4,722.82	
			B	10.50～75.25	4,210.30		
			後	A	6.00～52.10	4,722.82	
B	10.50～100.80	4,210.30					

島根県告示第6号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ 1113番3地先から同イ 1114番2地先まで	前	メートル 13.80～ 23.40	メートル 120.00	益田県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	25.50～ 47.30	120.00	

島根県告示第7号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	桜江金城線	江津市桜江町市山998番3地先から同362番3地先まで	前	メートル 8.00～ 34.80	メートル 152.40	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.60～ 34.80	152.40	

島根県告示第8号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	日貫川本線	邑智郡邑南町日和3253番21地先から同地先まで	メートル 15.50	令和5年 1月6日	県央県土整備 事務所	